

## 窒素酸化物対策基本方針

昭和58年12月6日決裁

昭和63年3月29日改正

平成4年2月5日改正

### 1 趣旨

窒素酸化物による大気汚染は、産業活動、自動車交通量の増大、都市化等に強く関連しているうえ、その発生源が多岐にわたるため、工場・事業場のばい煙排出規制及び自動車排出ガス規制の強化にもかかわらず、ここ数年来改善の傾向が見られない。

昭和53年7月の環境基準改定を契機として、本県においては、同年12月埼玉県窒素酸化物対策委員会を設置し、県域における窒素酸化物濃度の実態と将来の見通し、発生源対策の技術的可能性、汚染濃度と県民の健康との関連等について、技術的、専門的に調査・検討を進めてきた。

昭和58年3月、同委員会から「埼玉県における窒素酸化物対策のあり方」が提言されたので、その趣旨を尊重し、長期的な観点から総合的な窒素酸化物低減のための基本方針を策定し、これを推進するものである。

### 2 指針値

二酸化窒素に係る環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」となっている。本県においては、当面、これを目標に改善に努めるが、長期的観点から、よりよい方向へ誘導していくための指針としては、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下を目標とする。

### 3 特に配慮すべき施策

窒素酸化物対策に係る施策については、「埼玉地域公害防止計画（5年毎に改訂）」及び「埼玉県自動車交通公害防止基本計画」が策定されている。当面、これらの計画に基づき施策を推進するとともに、次の事項について特に配慮するものとする。

#### (1) 自動車排出ガス対策

ア 国に対し、ディーゼル自動車を中心とした自動車排出ガス規制の一層の強化並びに自動車排出窒素酸化物総量抑制方策の策定、推進や低公害車の普及促進を要請すること。

イ 近接都県と共同して広域的な防止対策を推進すること。

#### (2) 工場・事業場における低減対策

工場・事業場から排出される窒素酸化物については、大気汚染防止法等に基づく排出規制があるが、大規模発生源については、さらに窒素酸化物の低減を指導する。

#### (3) 省エネルギー対策の推進等

地域冷暖房の推進、各種廃熱の2次利用、建築物の断熱構造の普及による省資源・省エネルギー対策の推進、さらに太陽熱利用等無公害エネルギーの活用等により、燃料使用総量を抑制し、窒素酸化物排出量の低減を図る。

#### (4) 調査・測定等

各種対策を適切かつ効果的に実施するための監視・測定、研究を推進する。